

5 事業の内容について

公益認定時資料 (H25.3.19 付け認定)

事業	自	平成 24 年 4 月 1 日	法人コード	A016092
年度	至	平成 25 年 3 月 31 日	法人名	財団法人農林水産長期金融協会

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業の内容
公 1	農業金融に係る情報の提供、利子助成金の交付等を行うことにより、我が国食料生産の担い手となる認定農業者、東日本大震災からの復興を目指す農業者等の経営の改善を支援し、国民への食料の安定供給等に寄与する事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業の内容
収	

[2] その他の事業 (相互扶助等事業)

事業番号	事業の内容
他	

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	農業金融に係る情報の提供、利子助成金の交付等を行うことにより、我が国食料生産の担い手となる認定農業者、東日本大震災からの復興を目指す農業者等の経営の改善を支援し、国民への食料の安定供給等に寄与する事業	98.5%

[1] 事業の概要について

1 事業の背景

安全で豊かな農林水産物を合理的価格で安定的に国民に供給していくことは、我が国国民生活の維持向上を図る上で極めて重要である。このため、世界の食料需給等に不安定な要素がある中で、経済のグローバル化が進む状況下にあっては、何より国内の農林水産業生産を健全に発展させていくことが必要であり、効率的かつ安定的な経営を行いうる農家等を育成することにより、着実にその実現を進めていくことが喫緊の課題である。

具体的には、効率的・安定的な経営を行う農家としては、市町村がその地域の農業基本構想に合致した経営計画を有すると認定した農業者（認定農業者）が平成22年度末現在・全国で約25万人（更に拡大中）いるので、この農家を中心にその経営に関する各種支援（税制措置、長期低利を特色とする金融措置、経営の向上に資するよう先進的経営に関する情報の提供等）を行い、規模拡大、機械装備の充実等により、一層効率的・安定的な経営を実現していくことが求められている。

当協会は、認定農業者等に対し、(1)現在活用できる農業制度金融や税制に関する情報、(2)アンケート、フィールドワーク等により把握した農業経営・農山漁村の実態・課題・先進的取り組み事例などの情報を提供するほか、(3)農林水産金融をより活用しやすいものとするため、金融機関から受ける一定の融資について、利子助成金を交付して金利負担を軽減し、その経営改善を支援することを業務としている。

2 調査・情報提供事業

当協会が行う調査・情報提供事業の具体的内容は次のとおりである。

(1) 農業経営及び地域振興に関する調査の実施

国内農業生産の担い手となっている認定農業者等を対象に、アンケート、フィールドワーク等により農業経営及び農山漁村の実態、課題、先進的な取り組み等を把握・分析し、経営改善の参考に供す

(2) 情報提供

- ・調査結果等について、農林水産省関係部局、関係団体に提供し、施策立案の参考に供するほか、農業経営者等の経営の参考に供するため協会ホームページなどで情報を提供
- ・農業金融に係る参考書籍「農業制度資金解説」及び「農業税制解説」を定期刊行し、最新の情報を提供
- ・インターネットによる「簡易農業経営診断」システムの提供

(3) 研修会等農業金融に係る啓蒙活動

農業経営の改善計画立案に係る情報、農業制度金融の利用方法、協会が蓄積した調査結果等を地方の研修会等において農業者及び農業普及指導担当者向けに提供する活動を実施

3 利子助成事業

当協会が行う利子助成事業の具体的内容は次のとおりである。

(1) 利子助成金の制度の広報

以下の支援を行っていることをホームページ・冊子等で認定農業者等に広く情報提供

(2) 利子助成金の交付決定

日本政策金融公庫・農協等から融資される一定の資金（農業経営基盤強化資金、農業近代化資金等）の貸付決定を受けようとする認定農業者等が、交付要件（農業者戸別所得補償制度への参加の有無等）に適合しているかを審査し、適格と判断された者に利子助成の交付決定の通知を行う。

(3) 利子助成金の交付事務

上記交付決定を行った認定農業者等（過去に交付決定を受け利子助成金支払中の者を含む。）に対して、交付要件の適合維持を確認の上、利息支払い期到来の都度、金融機関を通じて助成金を交付する。

(参考)

利子助成の幅・助成期間は、資金の種類、助成の時期等により必ずしも一定ではない。平成19～21年度に対象とした農業経営基盤強化資金の場合、実質金利が最長25年間、無利子となるような利子助成を行った。

農業者等が被災した場合に、その経営の復旧・復興を支援することも重要であり、そのための資金も利子助成の対象としている。平成23年度に発生した「東日本大震災」の被災農業者等の場合、実質金利が最長18年間・無利子化となるような措置を講じた。

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第3条及び第4条第1項
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
18	<p>国政の健全な運営の確保 認定農業者の経営支援、特に農業金融をより利用しやすくするための「利子助成制度」は、国の農業政策(国民への食料の安定供給政策)と合致するものであり、その補助金を得て実施している。国政の健全な運営の確保の一翼を担う事業である。</p>	
19	<p>地域社会の健全な発展を目的とする事業 農業は、我が国の地域社会を支える基幹産業であり、農業経営及びそれらを基盤とする食品加工産業が地域の経済活動の重要な部分を占めている。当協会がこれらに対し直接的(利子助成事業)、間接的(情報提供、経営診断等)を行う経営支援は、地域社会の健全な発展を目的とする事業である。</p>	
20	<p>公正自由な経済活動の確保 自然災害の頻発、過疎化・高齢化、農産物の価格低迷、耕作放棄地の増加などの農山漁村を取り巻く諸問題はますます深刻化している。情報不足に陥りがちな地域の農業者等に対して、農業金融・経済情報や経営改善方策に関する様々な情報提供を行うことは、地域担い手の公正自由な経済活動確保に資する事業である。</p>	
21	<p>国民生活に不可欠な物資の安定供給の確保を目的とする事業 当協会の事業は、食料供給の担い手である認定農業者への経営支援を通じて、国民生活に最も基礎的な物資である食料を、合理的な価格で安定的に国民に供給するに寄与することを目的とするものである。</p>	
22	<p>一般消費者の利益の擁護増進を目的とする事業 当協会の事業は、食料供給の担い手である認定農業者(全国で25万人)への経営支援を通じて、安全な食料を合理的な価格で安定的に供給することにより、一般消費者の利益の増進を目的とする事業である。</p>	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>1.当協会に蓄積してきた調査結果、職員の金融・行政業務の経験などを生かし、「農業経営資金の上手な活用方法」など具体的なテーマで、求めに応じて研修を行っている。 (事業を通じて、国民に安全で豊かな農産物を合理的な価格で安定的に供給していく上で重要な担い手である、効率的かつ安定的な経営を行いうる農業者等の育成を図る。) 2.具体的には、認定農業者の集団や地域行政機関など、農業経営の改善に向けて取組む団体等の要請により、先進事例、調査結果を踏まえた情報を提供している。 3.講師は、農業制度金融の実務に長年携わってきた元公庫職員や税制の専門知識を有する元農水省税制担当などである。 4.外部専門家等の講師には、協会基準(旅費、日当の実費程度の額)に則して支払う。</p>	
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>1.協会の提供する「簡易農業経営分析」は、インターネット経由で、認定農業者等が気軽に自己の農業経営を診断することのできる事業である。(事業を通じて、国民に安全で豊かな農産物を合理的な価格で安定的に供給していく上で重要な担い手である、効率的かつ安定的な経営を行いうる農業者等の育成を図る。) 2.地域別、営農類型別にデータ蓄積があるため、これらのデータとの比較により、当該農業経営の強み、弱みなどを分析し、数値的に提供する仕組みで、年間4千件のアクセスがある。</p>	

		3融資実務経験者等の指導を受けて、経営分析、経営診断のシステムを構築している。	
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>1.農業経営に共通する課題(例えば、農業経営の事業承継、法人化、農業雇用の現状等)に関するテーマを選定し、認定農業者へのアンケート調査、フィールドワークなどにより、農業経営の実態・方向を把握する。</p> <p>2.調査の結果得られた情報は、農林水産省の担当部局、関係団体に資料提供し施策への反映を促すほか、要点は当協会ホームページに公開して、農業者、農業関係機関、地域行政等不特定多数の参考に供している。</p> <p>3.専ら調査に当たるのは当協会の調査業務担当である。企画・実施段階では、必要に応じ大学と相談して専門要員を雇用する。</p> <p>4.すべて当協会の職員及びアルバイト雇用により実施し、外部に委託することはない。</p>	
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>1.不特定多数の者の利益増進の位置付けに関する広報 国民に安全で豊かな農産物を合理的価格で安定的に供給していく観点から、認定農業者等による効率的かつ安定的な経営を支援するため、農業経営基盤強化資金、農業近代化資金等の農業制度資金に対し利子助成する制度があることを、ホームページ等で明らかにし、また都道府県・市町村、金融機関等を通じて周知している。</p> <p>2. 機会の公開性 応募の資格は資金種類により異なるが、例えば助成の大宗を占める資金(農業経営基盤強化資金)の場合、「当該農業者の農業経営改善計画がその地域の農業基本構想に合致するものとして市町村に認定されていること」のみであり、広く一般に公開されている。</p> <p>3 助成の選考の公正性 市町村に設けられる特別融資制度推進会議により、公平・公正な審査が行われている。</p> <p>4.専門家の関与 審査を行う特別融資制度推進会議は、市町村、農業委員会、農協、都道府県、地域農業改良普及センター、信用農協連、農林中金、日本公庫、都道府県農業信用基金協会、農林水産長期金融協会の各専門分野の担当者で構成され、それぞれの立場から意見が出される。</p> <p>5.助成した対象者の公表 助成内容について、都道府県別・資金別・融資機関別の件数、助成額等を業務統計年報により公表。</p> <p>6.成果の報告 助成対象者から、投資の目的、投資前後の経営状況に関する報告を求め、これを分析の上、その全体像をホームページ等で公表している。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。